

大労基発 0714 第 1 号
令和 3 年 7 月 14 日

建設業労働災害防止協会
大阪府支部長 殿

大阪労働局労働基準部長
(公印省略)

「治療と仕事の両立支援」及び「テレワーク導入支援」に係る
セミナーの開催について（周知依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、労働基準行政、とりわけ労働安全衛生行政の推進について御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本国民の 2 人に 1 人が、がんになる状況で、そのうち 3 人に 1 人が働く世代と言われています。仕事をもちながらがんで通院している人の数は、44.8 万に上っており、がんだけでなく高齢者雇用が進む中、疾病を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援への対応が必要となる場面はさらに増えていきます。

また、治療と仕事を両立させるためには、周囲の理解や支えだけでなく、両立させるための休暇や勤務制度（時間単位の有給休暇やテレワーク等）の整備が必要となります。

このようなことから、当局において、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターの協力を得て、本セミナーを開催することとなりました。

つきましては、関係事業者の皆様にご周知をさせていただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な事態への対応で御多忙のことと存じますが、何卒ご理解と御協力のほどお願いいたします。

なお、周知用リーフレットを同封いたしますので御活用下さい。